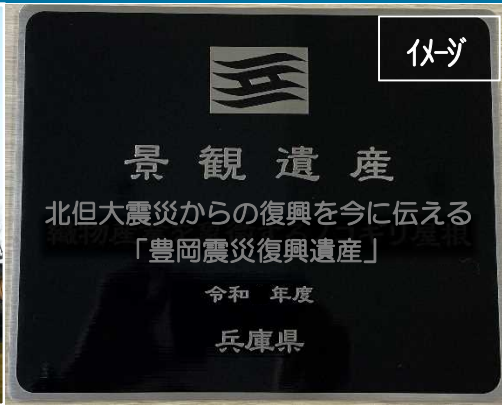


景観遺産登録制度



地域特有の景観や、歴史的・文化的背景を有する景観を「景観遺産」として登録し、情報発信や活用支援等を通じて、ふるさと意識の啓発、地域の活性化に繋がります。

景観遺産に登録されると・・・

●届出等について

- ・登録された建築物等の増改築、外観の変更又は除却に係る行為は、届出が必要となります。
- ・これらの行為に対する規制はありませんが、優れた景観が著しく損なわれる場合、指導・助言を行うことがあります。

●支援について（景観形成支援事業）

- 1 建物の保全・活用に関するアドバイザーの派遣 【無料】
- 2 建物の活用方法における研修会への講師派遣 【無料】
- 3 景観遺産の活用に係る活動助成 【助成率3/4 上限15万円】
 - (1) 研修・広報等に要する経費
 - (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費
 - (3) 集会・会議等の開催に要する経費

登録の流れ

所有者説明
(仮同意)

建物調査

景観審議会の
審議

所有者の同意

登録〈告示〉
所有者へ通知

お願い

登録された建築物等の所有者等が相続や売買によって変更になる場合は、資料等の引き継ぎをお願いします。

お問い合わせ

届出等に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課景観まちづくり班 078-362-9299
支援に関すること：(公財)兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1263

(参考) 景観の形成等に関する条例 (抜粋)

第3章の5 景観遺産

(登録)

第21条の22 知事は、地域の景観の形成に寄与する建造物若しくは建造物群、樹木若しくは樹木の集団（以下「建造物等」という。）（第21条の10第1項の規定による指定を受けたもの及び同項各号に掲げるものを除く。）又は優れた景観を有する土地の区域（第8条第1項又は第15条第1項の規定による指定を受けたものを除く。）を、景観遺産として登録することができる。

2 知事は、前項の規定により景観遺産を登録しようとする場合には、あらかじめ、当該景観遺産が建造物等であるときにあっては当該建造物等の所有者の、当該景観遺産が土地の区域であるときにあっては当該区域の景観の形成に重要な土地及び建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観遺産が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により景観遺産を登録したときは、規則で定める事項を前項に規定する所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

4 知事は、景観遺産に登録された建造物等が第21条の10第1項の規定による指定を受けたとき、若しくは同項各号に掲げるものに該当するに至ったとき、景観遺産に登録された土地の区域が第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による指定を受けたとき、又は滅失、毀損その他の事由により景観遺産の登録の理由が消滅したときは、第1項の規定による登録を抹消するものとする。

5 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による登録を抹消することができる。

6 第2項の規定は景観遺産の登録の変更及び前項の規定による景観遺産の登録の抹消について、第3項の規定は景観遺産の登録の変更及び前2項の規定による景観遺産の登録の抹消について準用する。

(行為の届出)

第21条の23 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

- (1) 景観遺産が建造物又は建造物群である場合 当該建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却
- (2) 景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合 当該樹木又は樹木の集団の移植又は伐採
- (3) 景観遺産が土地の区域である場合 次に掲げる行為
 - ア 当該区域の景観の形成に重要な土地の形質の変更
 - イ 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却
 - ウ 当該区域の景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

(指導又は助言)

第21条の24 知事は、前条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為によりその優れた景観が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。